

## 郵便物等の取扱に関する利用規約

本規約は、株式会社ナレッジソサエティ（以下「運営者」という）のバーチャルオフィス1利用規約第18条に定める郵便物等の取扱についての具体的な運用等を定めたものである。

### 第1条（目的）

本規約は、運営者が提供するバーチャルオフィスサービスのうち、郵便物等の取扱に関して明確にすることを目的とする。

### 第2条（定義）

1. 本規約において、使用する用語の定義は、バーチャルオフィス1の利用規約に定める通りとする。
2. 郵便物等とは、運営者が提供する住所に届いた、会員が入会時及び契約形態の変更時に登録した法人名、屋号及び会員本人の氏名またはビジネスネーム宛の郵便物や宅配物のことをいう。

### 第3条（本規約の優先適用及び優先効力）

1. 郵便物等の取扱は、本規約がバーチャルオフィス1の利用規約に優先するものとする。
2. 本規約は、運営者と会員の間で利用契約前に交わされた全ての書面、口頭による合意または了解事項に優先するものとする。

### 第4条（サービス提供の基本方針と非保証）

1. 本サービスは、低価格でのバーチャルオフィス環境の提供を実現するため、郵便物等の受取、保管、通知、及び転送にかかる全てのオペレーションの定型化・簡略化を前提として運営されている。
2. 運営者は、前項の業務の提供にあたり、商業的に合理的な範囲内で最大限の注意をもって遂行するよう努めるものとする。ただし、当該業務が人間の手作業に依存する性質上、運営者は、処理の遅延、誤転送、一部の紛失、又は確認漏れ等のエラーが完全に生じないこと（サービスの完全性及び確実性）を、明示的にも黙示的にも保証するものではない。
3. 運営者は、本規約に明記された作業以外の個別具体的な対応（郵便物等の外装の微細な状態確認、差出人や内容物の個別の記録、厳密な通数の集計等を含むがこれらに限らない）を行う義務を一切負わないものとする。
4. 会員は、本サービスが前各項に定める限定的なオペレーションと非保証を前提とした事業者間契約であることを十分に理解し、これによって生じ得る一切の不利益やリスクを承諾の上で利用するものとする。

### 第5条（郵便物等の受取）

1. 運営者は、会員との利用契約に基づき、原則として会員宛の郵便物等を代理で受領す

る。但し運営者に届出のない法人名、屋号、会員本人の氏名またはビジネスネーム宛の郵便物等を受け取ることはできない。この場合、運営者は当該郵便物等の受取を拒否し、又は差出人に返送するものとし、当該受取拒否又は返送によって会員に生じた一切の損害（ビジネス上の機会損失等を含む）について責任を負わないものとする。

2. 次の各号に定める郵便物等に関しては不在票を受領し、運営者が定める方法で会員に連絡する。
  - (1)現金書留、本人限定受取郵便
  - (2)裁判所等から送達された公的または法的な書類、その他の重要書類
  - (3)壊れ物、貴重品（現金、有価証券、美術品、宝石、貴金属類、印章、通帳、個人名義のキャッシュカード、クレジットカード(当社住所にて法人登記された法人宛のキャッシュカード、クレジットカード、個人契約の会員宛に届く事業用のキャッシュカード、クレジットカードは除く)を含む)
  - (4)生もの、冷蔵・冷凍が必要なもの、食品類全般
  - (5)生き物、湿気、臭気を発する物品、その他不潔な物品
  - (6)危険物（銃器、刀剣類等法令に違反する物品、揮発性・発火性を有する物品・薬物等を含む）、違法な薬物・薬品
  - (7)代金引換によるもの、着払いのもの
  - (8)3辺の合計が120cmを超えるもの
  - (9)一度に多量の郵便物、小包等
  - (10)前各号のほか、法令に違反するもの、および当社が適当でないと判断したもの
3. 前項各号に掲げる物品が普通郵便等で送付された場合など、外観からその内容物を容易に判別できず、運営者が誤って当該郵便物等を受領した場合、運営者は当該郵便物等の保管、紛失、破損、遅延等に関する一切の責任を負わないものとする。
4. 運営者が事後的に前項の郵便物等が第2項各号に該当する物品であると判断した場合、運営者の裁量により、会員への着払いによる転送、受取人負担での返送、又は破棄等の措置をとることができるものとし、これによって生じた損害について運営者は一切免責されるものとする。

## 第6条（郵便物等の到着連絡）

1. 運営者は、会員宛に届いた郵便物等の到着について、運営者が定める方法によって通知する。
2. 到着を通知する郵便物等の判断は、運営者が行うものとし、次の各号に該当するものは原則として通知を行わない。
  - (1)不特定多数の会員宛に送られてくるダイレクトメールなどの郵便物等
  - (2)その他、運営者が通知を必要としないと判断したもの
3. 運営者は、前項の規定に基づく通知の要否の判断について、その正確性や妥当性を保証するものではない。運営者の判断により通知が行われなかったこと（重要な郵便物を誤ってダイレクトメール等と判断し、通知を省略した場合を含む）により会員に生じた一切の損害について、運営者は責任を負わないものとする。

4. 運営者は、郵便物等の到着から通知までに要する時間（即時性）を保証するものではない。また、システム障害、通信回線の不具合、連携アプリ（LINE等）の不具合、その他運営者の責めに帰さない事由による到着連絡の遅延や不達により会員に生じた不利益について、運営者は一切の責任を負わないものとする。

#### 第7条（郵便物等の保管、破棄）

1. 運営者は、受け取った郵便物等を運営者が定める方法によって保管する。
2. 受け取った郵便物等の保管期間は受け取った日から起算して1ヵ月間とする。
3. 保管後1ヵ月を経過した郵便物等については、運営者の判断で破棄することができる。
4. 運営者は、会員から指示があった場合、受け取った郵便物等を破棄することができる。なお、指示方法は運営者が別途定める方法に限定する。
5. 運営者は、保管中の郵便物等について、その外装の微細な汚損、折り目、へこみ等に関して一切の責任を負わないものとする。また、運営者が保管中に郵便物等を紛失又は重大な破損をさせた場合であっても、それが運営者の故意又は重過失による場合を除き免責されるものとし、故意又は重過失により責任を負う場合であっても、負担する損害賠償の範囲は、当該郵便物等の再送に要する郵送費用等（直接損害）のみに限定され、内容物の価値や特別損害については一切負担しないものとする。
6. 運営者が第3項（保管期間経過）又は第4項（会員の指示）の定めに従い郵便物等を破棄した場合、運営者は、当該郵便物等の内容や価値の如何にかかわらず、当該破棄によって会員に生じた一切の損害（重要書類の喪失やビジネス上の不利益等を含む）について、一切の責任を負わないものとする。

#### 第8条（郵便物等の開封、連絡）

1. 運営者は、会員から指示があった場合には、受け取った郵便物等を開封し、その中身について連絡することができる。なお、指示方法は運営者が別途定める方法に限定する。
2. 開封にあたって、郵便物等の中身を傷つけたり、紛失したりした場合であっても、運営者は何ら責任を負わない。但し、故意又は重過失による場合を除く。なお、運営者が故意又は重過失により責任を負う場合であっても、運営者が負担する損害賠償の範囲は、当該郵便物等を再送・返送するために要する郵送費用等（直接損害）のみに限定されるものとし、内容物の再発行手数料、再取得にかかる費用、その他会員の個別事情により生じた特別損害については、名目の如何を問わず一切負担しないものとする。
3. 会員は、クレジットカードやキャッシュカードなど書類以外のものの開封を指示することはできない。会員が本項の規定に違反して書類以外のものの開封を指示し、これに基づき運営者が誤って開封してしまった場合、その理由の如何（運営者の過失の程度）を問わず、運営者は一切の責任を負わないものとする。
4. 郵便物等の開封、連絡にあたって発生する費用は運営者が別途定めるものとし、月末締めで当月末の請求日に登録されたクレジットカードからの引き落としとして決済するも

のとする。

#### 第9条 (郵便物等の転送)

1. 運営者は、受け取った郵便物等を運営者が決定した周期で転送する。
2. 郵便物等を転送する住所は会員が運営者の定める方法によって届け出た住所とし、それ以外の住所への転送はできない。
3. 郵便物等を転送する際の実費は会員が負担するものとし、本規約末尾に記載した転送料金一覧表の記載に従うものとする。
4. 前項で発生する実費は、月末締めで当月末の請求日に登録されたクレジットカードからの引き落としで決済するものとする。
5. 運営者は、郵便物等の転送にあたり、同封する郵便物等の具体的な名称、内容、差出人、及び通数等について、記録、集計、又は保管する義務を負わないものとする。会員は、転送された郵便物等の内容や通数に関して、運営者に対して調査や照会を求めることはできず、運営者は転送過程における一部紛失等について一切の責任を負わない。
6. 運営者が前各項の定めに従い郵便物等を配送業者（日本郵便株式会社等）に引き渡し後は、配送業者の配送遅延、紛失、破損等により会員に生じた損害について、運営者は一切の責任を負わないものとする。

#### 第10条 (郵便物等の受け渡し)

1. 運営者は、受け取った郵便物等について、運営者が定める方法により会員から事前に連絡があった場合に限り、店舗窓口にて受け渡しをすることができる。事前の連絡がない来店や、運営者が定める期日を過ぎてからの連絡による来店の場合、運営者は受け渡しを拒否することができる。
2. 会員は窓口で郵便物等を受け取る際、運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書を必ず提示しなければならない。身分証明書の提示がない場合、又は本人確認が十分にできないと運営者が判断した場合、運営者は郵便物等の受け渡しを拒否するものとし、これによる受け渡しの遅延や会員に生じた損害について一切の責任を負わない。
3. 窓口の営業日、営業時間等はサイトやマイページで掲載し、メール等で通知するものとする。
4. 窓口での受け渡しは、あらかじめ登録された会員本人（法人会員の場合は登録された代表者）に対してのみ行うものとし、代理人、従業員、家族、又は第三者への受け渡しは一切行わない。ただし会員本人から事前に連絡を受けている場合は除く。
5. 運営者が窓口にて郵便物等を会員に引き渡した時点で、当該郵便物等に関する運営者の管理責任は消滅する。引き渡し後に発覚した郵便物等の内容物の不足、紛失、汚損等について、運営者は一切の責任を負わないものとする。

その他、郵便物等の取扱に関するルール

《転送料金一覧表》 価格は消費税（10%）込

50g以内	150円
100g以内	250円
150g以内	350円
250g以内	450円
500g以内	600円

※500gを超えるもの、もしくは当社指定の封筒への封入が困難な場合は宅配便で発送する。配送業者は運営者が指定する業者を利用する。

《高速転送&追跡オプション利用の場合の転送》 価格は消費税（10%）込

500g以内でレターパックライトに入るサイズ	レターパックライトの正規料金
500gを超えるorレターパックライトに入らないサイズ	宅配便実費

※高速転送&追跡オプションは年間契約で9,600円（880円×12ヵ月）。

《開封スキャン料金表》 価格は消費税（10%）込

	開封オプション契約の場合	オプション未契約の場合
毎月1件	無料（月額料金に含まれる）	1,760円
2件目以降、1件につき	440円	1,760円

※開封オプションは年間契約で9,600円（880円×12ヵ月）。

《到着連絡の具体的な方法》

- ・郵便物の到着連絡は運営者が公式LINEを使って行うものとする。
- ・到着連絡を希望する場合、会員のLINEアカウントを運営者に開示・提供の上、公式LINEの友達追加、会員IDと生年月日認証による連携を必要とする。
- ・到着連絡は届いた郵便物の写真を撮り、その画像を個別のメッセージへ送るものとする。

附則

本規約は、令和4年6月1日から実施する。

【令和4年6月1日制定】

【令和6年10月1日改定】

【令和7年4月1日改定】

【令和7年6月1日改定】

【令和8年1月1日改定】

【令和8年2月1日改定】

【令和8年6月1日改定】